

お 知 ら せ

平成23年2月8日
午後 5時00分
大分県農林水産部

死亡野鳥（オシドリ）における高病原性鳥インフルエンザ の疑いについて

平成23年2月7日に別府市赤松において発見された死亡野鳥（オシドリ1羽）について、本日、県の検査において高病原性鳥インフルエンザの疑いが確認されました。

経緯等は以下のとおりです。

※毒性の強弱は未確定

記

1 経 緯

- 2月7日
 - ・ 地区住民から死亡野鳥（オシドリ1羽）を発見したとの連絡
 - ・ 別府市役所職員が収容し、東部保健所に送付
 - ・ 東部保健所において簡易検査を実施した結果、陰性を確認
- 2月8日
 - ・ 大分県衛生環境研究センターにおいて遺伝子検査を実施した結果、H5亜型陽性であることを確認
 - ・ 本日、検体を鳥取大学に送付
 - ・ 発見場所から半径10 Km 圏内に存在する養鶏農家（6戸）に対して、電話による確認の結果、異常のないことを確認

2 今後の対応

- ・ 県では、鳥取大学の確定検査の結果が出るまで、念のため、発見場所から半径10 Km 圏内の地域について野鳥の監視を強化します。
- ・ 家きんや卵などの移動制限はありません。

【問い合わせ先】

森との共生推進室 安東、玉田
電話：097-506-3870、3876

野鳥との接し方について

- 死亡した野鳥など野生動物は、素手で触らないでください。また、原因が事故等によるものを除く死亡野鳥を発見したら、お近くの県振興局、家畜保健衛生所、保健所又は市町村役場にご連絡ください。
- 日常生活において野鳥など野生動物の排泄物等に触れた後には、手洗いとうがいをしていたいただければ、過度に心配する必要はありません。
- 野鳥の糞が靴の裏や車両に付くことにより、鳥インフルエンザウイルスが他の地域へ運ばれるおそれがありますので、野鳥に近づきすぎないようにしてください。
特に、靴で糞を踏まないよう十分注意して、必要に応じて消毒を行ってください。
- 不必要に野鳥を追い立てたり、つかまえようとするのは避けてください。

鳥インフルエンザウイルスは、野鳥観察など通常の接し方では、ヒトに感染しないと考えられています。正しい情報に基づいた、冷静な行動をお願いします。

死亡野鳥を発見した際の県機関の連絡先

地域	振興局	電話番号	家畜保健衛生所	電話番号	保健所	電話番号
国東市、姫島村	東部振興局 農山漁村振興部	0978-72-0156	大分家畜 保健衛生所	097-541-5241	東部保健所国東保健部	0978-72-1127
別府市、杵築市、日出町					東部保健所	0977-67-2511
大分市	中部振興局 農山漁村振興部	097-506-5749			大分市保健所	097-536-2222
由布市	中部保健所由布保健部				097-582-0660	
臼杵市、津久見市	中部保健所				0972-62-9171	
佐伯市	南部振興局 農山漁村振興部	0972-22-0393			豊後大野 家畜保健衛生 所	0974-22-0179
竹田市、豊後大野市	豊肥振興局 農山村振興部	0974-63-1174	豊肥保健所	0974-22-0162		
日田市、九重町、玖珠町	西部振興局 農山村振興部	0973-22-2585	玖珠家畜 保健衛生所	0973-72-0313	西部保健所	0973-23-3133
中津市、宇佐市	北部振興局 農山漁村振興部	0978-32-0622	宇佐家畜 保健衛生所	0978-37-0473	北部保健所	0979-22-2210
豊後高田市					北部保健所豊後高田保健部	0978-22-3165